三　第十二条及び十三条を次のように改める。

第十二条　改正

(a)　附属書Ⅱを改正する場合を除くほか、

(i)　この協定を改正する加盟国又は理事会の提案は、総裁に送付され、総裁は、その提案を全ての加盟国に通報する。総裁は、この協定を改正する加盟国の提案を理事会に送付し、理事会は、その提案についての勧告を総務会に提出する。

(ii)　改正は、総務会が総票数の五分の四以上の多数による議決で採択する。改正は、総務会が別段の定めを行わない限り、改正の採択の後三箇月で効力を生ずる。ただし、次の事項を変更する改正は、総裁が全ての加盟国から当該改正の受諾書を受領するまで効力を生じない。

(A)　基金から脱退する権利

(B)　この協定に定める多数決の要件

(C)　第三条第三項に定める責任の限度

(D)　この協定の改正の手続

(b)　附属書Ⅱの各部の規定の改正は、当該部に定めるところに従つて提案し、採択する。

(c)　総裁は、採択された改正及び改正の効力発生の日を全ての加盟国及び寄託者に直ちに通報する。

第十三条　最終条項

第一項　署名、批准、受諾、承認及び加入

(a)　この協定は、基金を設立するための国際連合会議において附属書Ⅰに掲げる国による仮署名のために開放するものとし、同附属書に掲げる当初拠出金であつて自由交換可能通貨で拠出されるものが少なくとも十億合衆国ドル（千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。）に相当する額に達したときは、直ちにニュー・ヨークにある国際連合本部において同附属書に掲げる署名のために開放する。この要件が千九百七十六年九月三十日までに満たされない場合には、基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会は、附属書Ⅰに掲げる国の会合を千九百七十七年一月三十一日までに招集する。その会合は、区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で、前記の額を減額することができるものとし、また、この協定を署名のために開放するための他の要件を定めることができる。

(b)　署名国は、批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより締約国となることができるものとし、附属書Ⅰに掲げる国のうち非署名国は、加入書を寄託することにより締約国となることができる。第一区分及び第二区分の国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国が拠出することを約束する当初拠出金の額を明記しなければならない。附属書Ⅰに掲げる国による署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託は、この協定の効力発生の後一年以内に行うことができる。

(c)　附属書Ⅰに掲げる国であつてこの協定の効力発生の後一年以内にこの協定の締約国とならなかつたもの及び同附属書に掲げられていない国は、総務会によつて加盟を承認された後に加入書を寄託することによりこの協定の締約国となることができる。

第二項　寄託者

(a)　国際連合事務総長は、この協定の寄託者とする。

(b)　寄託者は、

(i)　この協定の効力発生の後一年以内においては附属書Ⅰに掲げる国に対し、効力発生の後においてはこの協定の全ての締約国及び総務会によつて加盟を承認された国に対し、この協定に関する通報を行う。

(ii)　基金を設立するための国際連合会議によつて設立された準備委員会が存続する限り同準備委員会に対し、その後は総裁に対し、この協定に関する通報を行う。

第三項　効力発生

(a)　この協定は、少なくとも第一区分の六の国、第二区分の六の国及び第三区分の二十四の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者が受領した時に効力を生ずる。ただし、これらの文書に明記された第一区分及び第二区分の国の当初拠出金の合計が少なくとも七億五千万合衆国ドル（千九百七十六年六月十日現在の価値によつて評価する。）に相当する額に達しており、かつ、これらの要件が、この協定が署名のために開放された日から十八箇月以内に満たされること又はこの期間の満了までに前記の文書を寄託した国が区分ごとの国の三分の二以上の多数による議決で決定しかつ寄託者に通告するそれよりも遅い日までに満たされることを条件とする。

(b)　この協定は、この協定が効力を生じた後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(c)　この協定に基づいて原加盟国及び非原加盟国が千九百九十五年一月二十六日の前に承認した債務は、害されることなく存続するものとし、基金に対する各加盟国の継続的な債務とする。

(d)　この協定を通じて、区分又は第一、第二及び第三区分というときは、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅲの規定に基づいて千九百九十五年一月二十六日の前に行われた加盟国の区分を指すものとする。

第四項　留保

留保は、第十一条第二項の規定についてのみ行うことができる。

第五項　正文

この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定のアラビア文、英文、フランス文及びスペイン文の原本に署名した。